

新潟県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第5号

新潟県宿舍管理規則の一部改正

新潟県宿舍管理規則（昭和48年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第4号様式 （第10条関係） 入居（駐車場使用開始）届 （略） 氏 名 （略）	第4号様式 （第10条関係） 入居（駐車場使用開始）届 （略） 氏 名 <u>㊟</u> （略）
第5号様式 （第20条関係） 退去（駐車場使用終了）届 （略） 氏 名 （略）	第5号様式 （第20条関係） 退去（駐車場使用終了）届 （略） 氏 名 <u>㊟</u> （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。